



平成25年5月20日

各位

会社名 三井造船株式会社
代表者名 代表取締役社長 加藤 泰彦
(コード番号 7003)
上場取引所 東京第1部
問合せ先 人事総務部長 鈴木 秀雄
(TEL 03-3544-3142)

退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプションの導入について

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて、株式報酬型ストックオプションを導入することについて、平成25年6月27日開催予定の当社第110回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止について

役員退職慰労金制度を平成25年6月27日開催予定の定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。なお、当該定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役につきましては、当該定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給することとし、各役員の退任後に支払う予定です。取締役及び監査役に対する退職慰労金の打切り支給については、当該定時株主総会に付議いたします。

2. 株式報酬型ストックオプションの導入について

企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てることといたします。取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等についての議案を、平成25年6月27日開催予定の定時株主総会に付議いたします。なお、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は次のとおりです。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類

当社普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は、当社普通株式1,000株とする。

なお、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普

通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割又は株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

(3) 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に付与する新株予約権の年間の個数は、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の総額を、新株予約権の割当てを決議する取締役会の10営業日前から遡る直近20営業日の当社普通株式の終値の単純平均を基にブラック・ショールズ・モデルにより算出される新株予約権1個あたりの公正価額（1円未満は切り捨てる）をもって除して得られる数とする。なお、1個未満の端数は翌年に繰り越す。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使できないものとするなど、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

(ご参考)

なお、当社は、本総会終結の時以降、当社の理事に対し、前記(1)乃至(6)に関し前記ストックオプションと同内容の新株予約権を割り当てる予定であります。

以上